



(5)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均価格、または新株予約権を発行する前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）のいずれか高い額に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額＝調整前行使価額×1/株式の分割又は株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割または株式の無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

(6)新株予約権の割当日

平成23年9月30日

(7)新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しない。

(8)新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)新株予約権の行使期間

平成26年4月1日から平成33年3月31日までとする。

(10)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時において当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員の地位を保有していることとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、当社独立制度適用者、その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、その相続人による新株予約権の相続は認めないものとする。
- ③ その他権利行使に関する条件については、取締役会決議において決定するものとする。

(11)新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。
- ② 新株予約権者が権利を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は当該新株予約権について無償で取得することができるものとする。

(12)新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。

(13)組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

る。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)の定めに準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
上記(9)に定められる新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(9)に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(8)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件  
上記(11)に準じて決定する。

以 上